

福岡県医発第1031号(保)

平成16年 9月10日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



静岡県医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





(公印省略)

16国援第83号-14
平成16年8月25日

福岡県医師会長 殿
福岡県歯科医師会長 殿
福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

静岡県医師国民健康保険組合の一部負担割合の改正について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり、静岡県健康福祉部国民健康保険室長から通知
がありましたので、お知らせします。





長 国 第 2 6 2 - 2 号

平 成 1 6 年 8 月 1 2 日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

静岡県健康福祉部国民健康保険室長

(公印省略)

静岡県医師国民健康保険組合の一部負担割合の改正について

静岡県医師国民健康保険組合から、一部負担割合の改正を含む規約の変更について認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、申請のとおり認可したのでお知らせします。

なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知についてご配慮くださるようお願いいたします。

記

1 改正内容(一部負担金割合)

改正後	改正前
(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1)次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 <u>10分の3</u> (2) <u>3歳に達する日の属する月以前である場合</u> <u>10分の2</u> 以下省略	(一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1)次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 <u>10分の2</u> (2) <u>削除</u> 以下省略

2 施行年月日

平成16年10月1日

